

## 1. 建築物

## [5] 便所

## 整備の基本的考え方

高齢者、障害者、妊婦、乳幼児を連れた人など、誰もが気軽に利用できるような設計に配慮するとともに、車いす使用者が利用できる構造の便所を分かりやすい場所に設けることにより、多くの人々の行動範囲の拡大を支援する。

## 整備基準

(1) 不特定又は多数の者が利用する便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合する便所を1以上(男性用及び女性用の区分がある場合においては、それぞれ1以上)設けること。

イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている「車いす使用者用便房」が設けられていること。

ロ 車いす使用者用便房の出入口の幅は、内法を80cm以上とすること。

ハ 車いす使用者用便房の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

(2) 不特定又は多数の者が利用する男性用小便器のある便所を設ける場合においては、手すりを設けた床置き式の小便器がある便所を1以上設けること。

## さらに望ましい基準

・ 不特定又は多数の者が利用する便所を設ける階にあっては、当該階に設けられる車いす便房を、便房総数が200房未満の場合、総数×1/50以上、200房以上の場合、総数×1/100+2以上設置すること。

・ 不特定又は多数の者が利用する便所の中にはおむつ替え等のための長いす等を配置すること。

## ○解説

※十分な床面積:便房内で車いすが回転できるスペースや車いすからの移乗のための便器脇スペースなどを確保したもので、概ね内法で200cm×200cm以上を標準とする。

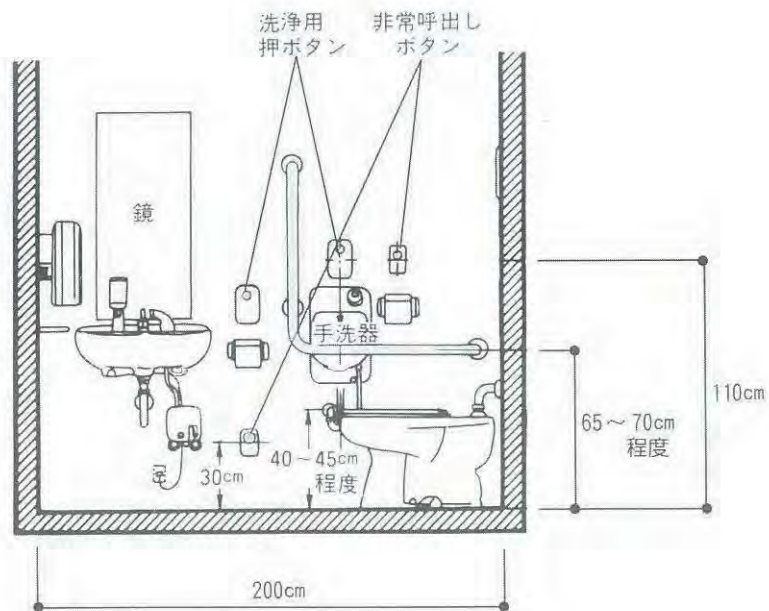
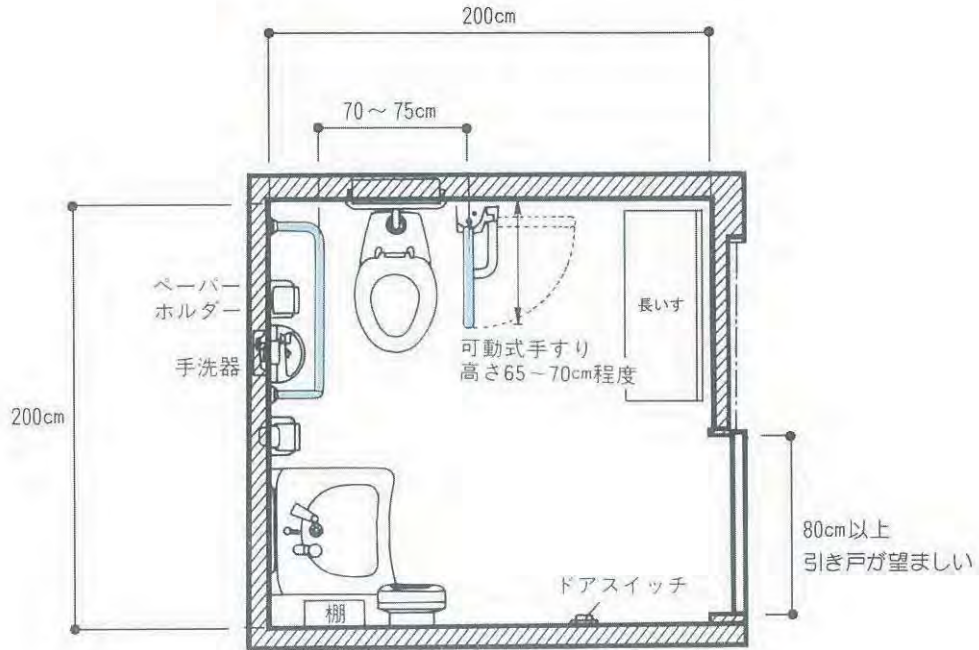
やむをえずこれだけのスペースが確保できない場合は、内法160cm×200cm程度の床面積を確保する。

※内法を80cm以上:内法80cmは車いすで通行可能な最小寸法。

※円滑に開閉して通過できる構造:車いす使用者用便房の戸は自動式引き戸もしくは手動式引き戸が望ましく、戸の前に余裕のない開き戸や内開き戸は使用が困難である。

参考解説図

■車いす使用者用便房の例

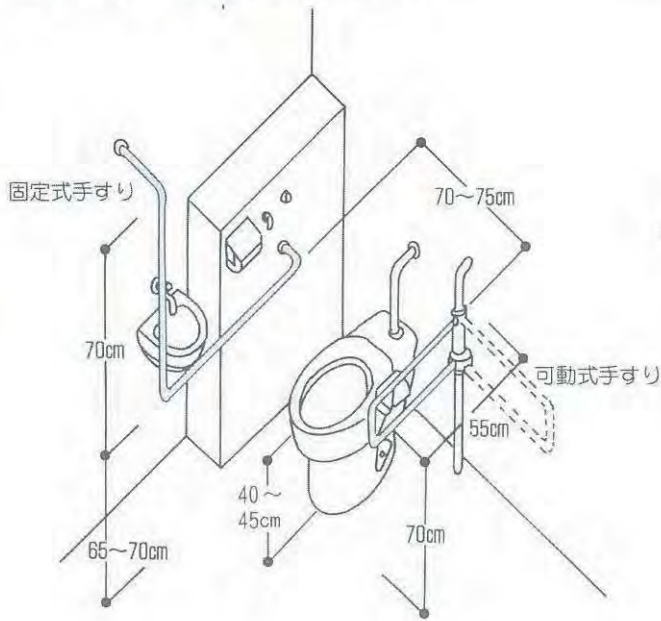


## ○配慮事項

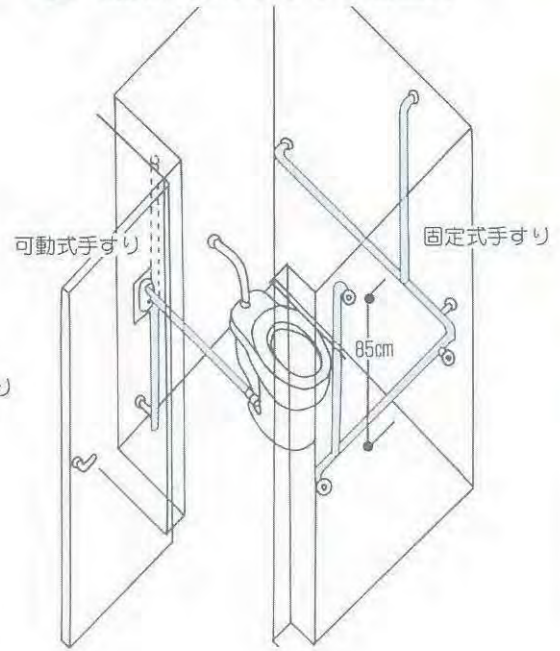
- ・ 出入口  
出入口には段差を設けないこと。
- ・ 便所内  
床面は濡れても滑りにくい仕上げとし、転倒しても衝撃の少ない材料を使用すること。
- ・ 便房  
広いスペースのある便房内には、長いすや乳幼児用ベッドを設けること。  
荷物を置く棚を設けること。
- ・ 手すり等  
一般用大便器についても少なくとも1箇所以上には手すりを設置すること。  
手すりは全体重をかけて使用されることが多いため、堅牢でぐらつきにくい構造とすること。
- ・ 便器  
一般用の大便器は腰掛式とすること。  
冬期の利用に配慮し、腰掛便器の便座は暖房式とすること。  
洗浄装置のボタン(スイッチ)は、操作しやすい構造のものを使用すること。  
車いす使用者用便房内の便器の便座の高さは、40～45cm程度とすること。
- ・ 標示  
車いす使用者用便房がある便所の出入口には、車いす使用者用便房がある旨を分かりやすく標示すること。  
車いす使用者用便房の出入口には、身体障害者、高齢者等のハンディをもつ誰もが利用できる旨を表示すること。  
各所の標示には点字標示などを併記することが望ましい。
- ・ 非常用設備  
非常用呼出ボタンは便座に腰をかけた状態や転倒した場合にも手の届く位置に設けること。
- ・ その他  
車いす使用者用便房内には、鏡を設けることが望ましい。

参考解説図

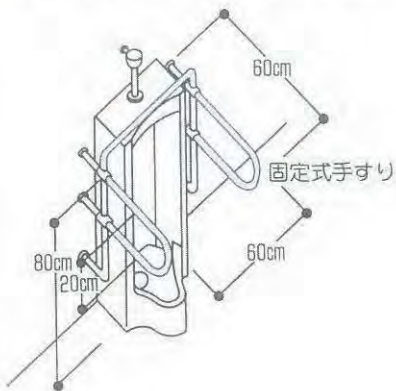
■車いす使用者用便器の配置例



■一般用便房の手すりの配置例



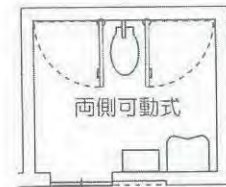
■小便器の手すりの配置例



■鏡の配置例

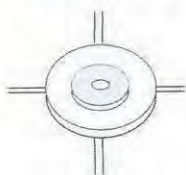


■車いす用手すりの工夫例

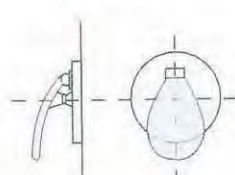


■使いやすい洗浄装置

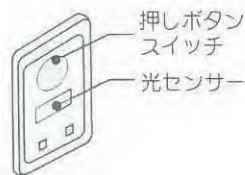
足踏式スイッチ



くつべら式スイッチ



光感知式スイッチ



■標示例

